

令和2年4月13日

保護者様

大阪市立玉出中学校長 村瀬香織
担当：事務室（高戸）

令和2年度（2020年度）就学援助の申請について

平素は、本校教育活動推進にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、就学援助制度は、子どもたちの学習が経済的な理由により妨げられることがないように設けられた制度であり、子どもたちの学校教育にかかる費用について保護者の負担を軽減するためのものです。本制度の趣旨をご理解いただき、就学援助をご希望される方は、下記のとおり申請の手続きをお願いいたします。

『令和2年度（2020年度）就学援助制度のお知らせ』および、申請用紙は、1月下旬にお配りしていますが、必要な方は事務室までお問い合わせください。

昨年度認定されているご家庭につきましても毎年の申請が必要です。

※すでに今年度の申請がお済みのご家庭につきましては再度の提出は不要です。

記

1. 申請期日 令和2年3月2日（月）から令和2年6月30日（火）
（一般1申請：税情報利用） 5月15日（金）まで
（一般2申請） 6月30日（火）まで

※ ①または②理由で申請される場合、同一世帯の平成14年4月1日以前にお生まれの方全員の所得証明が必要になります。

2. 申請方法 保護者の方が、直接学校までお持ちいただくか、郵送のどちらかで、申請してください。

3. 申請先 〒557-0045 大阪市西成区玉出西1-15-37
大阪市立玉出中学校 事務室

※ご不明な点がございましたら、学校または、学校運営支援センターまでお問い合わせください。

【問い合わせ先】

玉出中学校 事務室 高戸（TEL6659-2762）もしくは
学校運営支援センター 就学援助グループ（TEL6115-7653）